

事 務 連 絡
令和2年12月25日

地方厚生（支）局保険年金（企業年金）課 御中

厚生労働省年金局企業年金・個人年金課

押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の
一部を改正する省令の施行に伴う事務連絡の改正について

押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第208号)が本日公布・施行されたことに伴い、当職から発せられた事務連絡及び事務連絡により定められた様式については、国民や事業主等の押印等を不要とする等、所要の改正を行いました。

つきましては、改正の内容は下記のとおりですので、その内容につき御了知いただくとともに、実施に当たっては、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図り遺漏のないようお願いいたします。

また、当職から発せられた事務連絡に基づいて貴局が実施する手続のうち、慣習的に国民や事業主等に対して押印を求めている手続については、押印を求めないこととするとともに、当職から発せられた事務連絡とは別に独自に定められている様式等において、国民や事業主等に対して押印等を求めている場合においては、本事務連絡を参考として、押印を求める手続の見直しに積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

第1 改正の内容

- (1) 次に掲げる事務連絡の様式中、「㊟」を削る。
 - ① 厚生年金基金に対する離婚分割移換金の徴収について（平成20年1月24日事務連絡） 別紙様式
 - ② 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の施行の状況についての報告の提出等について（平成20年10月14日事務連絡） 別紙様式2
- (2) 次に掲げる事務連絡の一部について、それぞれ次のように改正する。
 - ① 確定給付企業年金に関する承認・認可申請等にかかる事務処理の改善について（平成22年4月28日事務連絡）
 - ・「(参考) 別添1の確認事項の詳細内容」及び「事務処理簡素化にかかる照会及び回答(Q&A)」を別添1の新旧対照表のとおり改める。
 - ② 受託保証型確定給付企業年金に関する承認申請等に係る事務処理について（平成23

年7月14日事務連絡)

- ・「(別添2) 確認事項の詳細内容」を別添2の新旧対照表のとおり改める。
 - ③ 拠出金領収額の確認に関する情報提供依頼について(平成25年3月28日事務連絡)
 - ・別添1中、「印」を削る。
 - ・別添2中、「印」を削る。
 - ④ 厚生年金基金の代行部分の将来返上後に解散する場合の加入員等の同意について(平成25年9月18日事務連絡)
 - ・別添の別紙1中、「印」を削る。
 - ・別添の別紙3及び参考を別添3のように改める。
 - ⑤ 解散存続厚生年金基金の残余財産を他の制度へ交付又は移換する際の取扱いについて(平成26年12月11日事務連絡)
 - ・別紙様式4を別添4のように改める。
- (3) 国が国民に対して求めている届書等に係る押印の取扱いについて(平成11年1月29日事務連絡)は、本通知をもって廃止する。

第2 経過措置

改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、当該改正後の様式によるものとみなすものとする。

また、旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、例えば、手書きによる訂正等により、これを取り繕って使用することができるものとする。

新	旧
<p>(参考) 別添 1 の確認事項の詳細内容</p> <p>確定給付企業年金を「DB」、確定給付企業年金法を「法」、確定給付企業年金法施行令を「政令」、確定給付企業年金法施行規則を「規則」、税制適格退職年金制度を「適年」と略記する。</p> <p>◆ 実施の申請について (略)</p> <p>3. 労働組合等の同意書</p> <p>3-1 労働組合の同意書</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 作成日の記載を確認すること。 ○ 宛先が申請者と一致していることを確認すること。 <p>(削除)</p> <p>(注 1)～(注 3) (略)</p> <p>3-2 過半数代表者の同意書</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 作成日の記載を確認すること。 ○ 宛先が申請者と一致していることを確認すること。 ○ 自署であることを確認すること。 <p>(注 1)～(注 3) (略)</p> <p>4. 労働組合の現況等の証明書</p> <p>(3-1 で添付を確認した場合に確認)</p> <p>4-1 労働組合の現況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 規則様式第 1 号によるものであることを確認すること。 ○ 「●年●月●日現在の」とある部分が、書類番号 3 (労働組合等の同意書) の作成日と同一であることを確認すること。 <p>(削除)</p>	<p>(参考) 別添 1 の確認事項の詳細内容</p> <p>確定給付企業年金を「DB」、確定給付企業年金法を「法」、確定給付企業年金法施行令を「政令」、確定給付企業年金法施行規則を「規則」、税制適格退職年金制度を「適年」と略記する。</p> <p>◆ 実施の申請について (略)</p> <p>3. 労働組合等の同意書</p> <p>3-1 労働組合の同意書</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 作成日の記載を確認すること。 ○ 宛先が申請者と一致していることを確認すること。 ○ <u>押印を確認すること。</u> <p>(注 1)～(注 3) (略)</p> <p>3-2 過半数代表者の同意書</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 作成日の記載を確認すること。 ○ 宛先が申請者と一致していることを確認すること。 ○ 自署であること<u>及び押印</u>を確認すること。 <p>(注 1)～(注 3) (略)</p> <p>4. 労働組合の現況等の証明書</p> <p>(3-1 で添付を確認した場合に確認)</p> <p>4-1 労働組合の現況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 規則様式第 1 号によるものであることを確認すること。 ○ 「●年●月●日現在の」とある部分が、書類番号 3 (労働組合等の同意書) の作成日と同一であることを確認すること。 ○ <u>押印を確認すること。</u>

(3-2 で添付を確認した場合に確認)

4-2 過半数代表の証明書

- 規則様式第 2 号によるものであることを確認すること。
- 作成日は、書類番号 3 (労働組合等の同意書) の作成日以後であることを確認すること。
(削除)

(略)

12. 減額理由書・同意書

(0-4 減額の有無が「有」の場合に確認)

12-1 (略)

(0-4 減額の有無が「有」の場合に確認)

12-2 加入者 2 / 3 組織の労働組合の同意

- 減額理由が書類番号 5 (給付設計書類・掛金計算書類) の内容と整合していることを確認すること。
- 作成日の記載を確認すること。
- 宛先が申請者と一致していることを確認すること。
(削除)

(注 1)~(注 6) (略)

(0-4 減額の有無が「有」の場合に確認)

12-3 加入者 2 / 3 以上の同意

- 減額理由が書類番号 5 (給付設計書類・掛金計算書類) の内容と整合していることを確認すること。
- 作成日の記載を確認すること。
- 宛先が申請者と一致していることを確認すること。
- 同意を得たことを証する書類を確認すること。
- 集計表の同意件数と同意を得た加入者の数

(3-2 で添付を確認した場合に確認)

4-2 過半数代表の証明書

- 規則様式第 2 号によるものであることを確認すること。
- 作成日は、書類番号 3 (労働組合等の同意書) の作成日以後であることを確認すること。
- 押印を確認すること。

(略)

12. 減額理由書・同意書

(0-4 減額の有無が「有」の場合に確認)

12-1 (略)

(0-4 減額の有無が「有」の場合に確認)

12-2 加入者 2 / 3 組織の労働組合の同意

- 減額理由が書類番号 5 (給付設計書類・掛金計算書類) の内容と整合していることを確認すること。
- 作成日の記載を確認すること。
- 宛先が申請者と一致していることを確認すること。
- 押印を確認すること。

(注 1)~(注 6) (略)

(0-4 減額の有無が「有」の場合に確認)

12-3 加入者 2 / 3 以上の同意

- 減額理由が書類番号 5 (給付設計書類・掛金計算書類) の内容と整合していることを確認すること。
- 作成日の記載を確認すること。
- 宛先が申請者と一致していることを確認すること。
- 自署であること及び押印を確認すること。
- 集計表の同意件数と自署の数を確認するこ

<p>を確認すること。</p> <p>○ 有効な同意の件数が加入者の2 / 3以上であることを確認すること。</p> <p>(注1)～(注4) (略)</p> <p><u>(注5) 同意を得たことを証する書類として、加入者が同意したことを自署により証した書類又は電磁的方法により加入者の同意を得たことを証した書類等を提出させること。</u></p> <p><u>(注6) (略)</u></p> <p>(0-4 減額の有無が「有」の場合に確認)</p> <p>12-4 加入者1 / 3組織の労働組合の同意</p> <p>○ 加入者の1 / 3以上で組織する労働組合があるかを確認し、当該労働組合がある場合には、添付を確認すること。</p> <p>○ 減額理由が書類番号5 (給付設計書類・掛金計算書類) の内容と整合していることを確認すること。</p> <p>○ 作成日の記載を確認すること。</p> <p>○ 宛先が申請者と一致していることを確認すること。</p> <p>(削除)</p> <p>(注1)～(注5) (略)</p> <p>(略)</p>	<p>と。</p> <p>○ 有効な同意の件数が加入者の2 / 3以上であることを確認すること。</p> <p>(注1)～(注4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(注5) (略)</u></p> <p>(0-4 減額の有無が「有」の場合に確認)</p> <p>12-4 加入者1 / 3組織の労働組合の同意</p> <p>○ 加入者の1 / 3以上で組織する労働組合があるかを確認し、当該労働組合がある場合には、添付を確認すること。</p> <p>○ 減額理由が書類番号5 (給付設計書類・掛金計算書類) の内容と整合していることを確認すること。</p> <p>○ 作成日の記載を確認すること。</p> <p>○ 宛先が申請者と一致していることを確認すること。</p> <p><u>○ 押印を確認すること。</u></p> <p>(注1)～(注5) (略)</p> <p>(略)</p>
--	--

新	旧
<p style="text-align: center;">事務処理簡素化にかかる照会及び回答(Q&A) 作成日：平成22年5月31日</p> <p>全般について</p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>Q0-5</u>～<u>Q0-8</u> (略)</p>	<p style="text-align: center;">事務処理簡素化にかかる照会及び回答(Q&A) 作成日：平成22年5月31日</p> <p>全般について</p> <p>(略)</p> <p><u>Q0-5</u></p> <p><u>同意書や減額同意書の押印について、シャチハタ印等でも可能であるか。また、サインによる署名は可能か。</u></p> <p><u>(回答)</u></p> <p><u>いわゆるゴム印については、証拠能力の問題等により、公的機関の多くでは認められていない状況となっている。本件は、老齢給付金等の給付の権利義務にかかる同意を行うものである以上、慎重な対応が必要である。</u></p> <p><u>なお、サインについては、いわゆる外資系の事業主等で慣行とされていることから、差し支えない。</u></p> <p><u>Q0-6</u>～<u>Q0-9</u> (略)</p>

新	旧
<p>(別添 2) 確認事項の詳細内容</p> <p>確定給付企業年金を「DB」、確定給付企業年金法を「法」、確定給付企業年金法施行令を「政令」、確定給付企業年金法施行規則を「規則」、税制適格退職年金制度を「適年」と略記する。</p> <p>◆ 実施の申請について</p> <p>(略)</p> <p>2. 労働組合等の同意書</p> <p>2-1 労働組合の同意書</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 作成日の記載を確認すること。 ○ 宛先が申請者と一致していることを確認すること。 <p>(削除)</p> <p>(注 1)～(注 2) (略)</p> <p>2-2 過半数代表者の同意書</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 作成日の記載を確認すること。 ○ 宛先が申請者と一致していることを確認すること。 ○ 自署であることを確認すること。 <p>(注 1)～(注 2) (略)</p> <p>3. 労働組合の現況等の証明書</p> <p>(2-1 で添付を確認した場合に確認)</p> <p>3-1 労働組合の現況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 規則様式第 1 号によるものであることを確認すること。 ○ 「●年●月●日現在の」とある部分が、書類番号 2 (労働組合等の同意書) の作成日と同一であることを確認すること。 	<p>(別添 2) 確認事項の詳細内容</p> <p>確定給付企業年金を「DB」、確定給付企業年金法を「法」、確定給付企業年金法施行令を「政令」、確定給付企業年金法施行規則を「規則」、税制適格退職年金制度を「適年」と略記する。</p> <p>◆ 実施の申請について</p> <p>(略)</p> <p>2. 労働組合等の同意書</p> <p>2-1 労働組合の同意書</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 作成日の記載を確認すること。 ○ 宛先が申請者と一致していることを確認すること。 ○ <u>押印を確認すること。</u> <p>(注 1)～(注 2) (略)</p> <p>2-2 過半数代表者の同意書</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 作成日の記載を確認すること。 ○ 宛先が申請者と一致していることを確認すること。 ○ 自署であること<u>及び押印</u>を確認すること。 <p>(注 1)～(注 2) (略)</p> <p>3. 労働組合の現況等の証明書</p> <p>(2-1 で添付を確認した場合に確認)</p> <p>3-1 労働組合の現況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 規則様式第 1 号によるものであることを確認すること。 ○ 「●年●月●日現在の」とある部分が、書類番号 2 (労働組合等の同意書) の作成日と同一であることを確認すること。

<p>(削除)</p> <p>(2-2 で添付を確認した場合に確認)</p> <p>3-2 過半数代表の証明書</p> <p>○ 規則様式第 2 号によるものであることを確認すること。</p> <p>○ 作成日は、書類番号 2 (労働組合等の同意書) の作成日以後であることを確認すること。</p> <p>(削除)</p> <p>(略)</p>	<p><u>○ 押印を確認すること。</u></p> <p>(2-2 で添付を確認した場合に確認)</p> <p>3-2 過半数代表の証明書</p> <p>○ 規則様式第 2 号によるものであることを確認すること。</p> <p>○ 作成日は、書類番号 2 (労働組合等の同意書) の作成日以後であることを確認すること。</p> <p><u>○ 押印を確認すること。</u></p> <p>(略)</p>
--	--

